

令和7年7月農業委員会総会議事録

日 時 令和7年7月31日（木曜日） 議事開始 午前8時55分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】

稲田 優	竹下 助範	山下 正成	森永 良仁
新原 正次	岩屋 美智子	増田 賢造	田中 雄策
前原 幸太郎	田上 みゆき		

【農地利用最適化推進委員】

宮田 吉人	永田 利広	津口 えりこ	坂元 清美
下原 小夜子	山野 真澄	杉元 義男	庄村 里世
土器 三紀夫	中津 ゆみ子	中津 富夫	米倉 千春
山口 長徳	鶴田 幸一	園田 義保	吐師 伸次郎
吉田 尚美	上村 ゆかり		

欠席委員

無し

事務局職員

事務局長	木原 俊一郎	事務局長補佐	川上 大輔
農地調整係長	松田 篤志	農地調整係主任主事	中村 清人
農地調整係主事	遠目塚 塁		

議 題

報告第 6号 農地等の合意解約について

議案第 13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 14号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について

議案第 15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 16号 非農地証明願いについて

<p>事務局長</p>	<p>ただいまから、令和7年7月定例農業委員会総会を開催します。 委員の皆様、ご起立をお願いします。 一同礼。(一同礼) おはようございます。 ご着席ください。 まず初めに、会長より挨拶と会務報告をお願いします。 それでは、ただいまから令和7年7月農業委員会定例総会を開催いたします。 それでは、まず初めに会長より挨拶と会務報告をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(挨拶並びに会務報告)</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>次に、委員の出席状況を報告いたします。 農業委員10名、農地利用最適化推進委員18名で全員出席ということで、定足数に達しています。 これより会議を開きます。 議事に入る前に、議事録署名委員に岩屋委員と田上委員を指名します。 それでは、ただいまから今月の議事に入ります。 報告第6号並びに議案第13号から議案第16号までを議題とします。 事務局長に議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局長 議長 (会長)</p>	<p>(議案朗読) 議案の朗読が終わりました。 これより報告及び議案の審議に入ります。 まず、報告第6号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、報告第6号「農地等の合意解約について」ご説明します。</p> <p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>今月の合意解約件数は1件です。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>耕作者変更に伴う解約です。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>ただいま説明が終わりました。</p> <p>報告第6号について質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、報告第6号の質疑を終結します。</p> <p>次に審議に入ります。</p> <p>議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>今月の許可申請件数は、所有権移転6件、権利の設定1件、計7件となります。</p> <p>申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略を説明します。</p> <p>次の4ページをご覧ください。</p> <p>説明に入る前に、資料の修正をお願いします。</p> <p>整理番号1番の備考欄をご覧ください。</p> <p>農地法第5条、No.3関連と記載していますが、正しくは農地法第5条、No.1関連となりますので、修正をお願いします。</p>

	<p>申し訳ありませんでした。</p> <p>それでは説明します。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>畑2筆、546平米の贈与です。</p> <p>備考欄のとおり、2名の共有地を贈与するものです。</p> <p>また、農地法第5条、No. 1の関連です。</p> <p>整理番号2番。</p> <p>田1筆、582平米の売買です。</p> <p>価格は、総額〇〇〇〇〇〇円です。</p> <p>次の5ページをご覧ください。</p> <p>整理番号3番。</p> <p>畑2筆、2,327平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号4番。</p> <p>田1筆、893平米の売買です。</p> <p>価格は、総額〇〇〇円です。</p> <p>次の6ページをご覧ください。</p> <p>整理番号5番。</p> <p>田1筆、727平米の売買です。</p> <p>価格は、総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号6番。</p> <p>6ページから7ページとなります。</p> <p>田4筆、2,576平米の売買です。</p> <p>価格は、総額〇〇〇円です。</p> <p>続きまして、権利の設定です。</p> <p>8ページから9ページとなります。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>田4筆、3,336平米の賃貸借です。</p>
--	--

議長（会長）	<p>価格は、10アール当たり〇〇〇円です。</p> <p>以上、所有権移転6件、権利設定1件、計7件です。</p> <p>はい、ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第13号について、各担当委員に現地確認等をしていただいています。</p> <p>農地の現地確認と申請人「受け人」の確認の状況について、各委員から報告をいただきます。</p> <p>まず、所有権移転、整理番号1番の農地及び申請人「受け人」の報告を園田委員にお願いします。</p>
園田委員	<p>それでは、整理番号1番の案件について報告します。</p> <p>まず農地ですが、〇〇自治会内にあり、〇〇〇〇〇から南の方に行きますと、一直線の桜並木、今は桜はありませんが、そこを突き当たりに行きますと、高速道宮崎・鹿児島間のボックスがあります。</p> <p>左に行きますと〇〇〇へ行きますが、まっすぐ行きますと〇〇方面に下ります。</p> <p>その手前を右に曲がり、100メートルぐらいでしょうか、高速の下をくぐりますと1軒の空き家があります。</p> <p>その空き家に付いた農地ということで確認をしました。</p> <p>確認時には、土地家屋調査士さんが測量のために竹林をきれいに払ってありましたけれども、果たしてこの農地を今後維持管理していけるのかと感じたところです。</p> <p>農地の形状は悪いでした。</p> <p>未整備地区です。</p> <p>周囲は山林、宅地、これは空き家です。</p> <p>日照は不良で、大きな孟宗竹の竹林が近くに迫っているような場所でした。</p> <p>接道は、地域の市道に接しており良好でした。</p>

議長（会長）	<p>この農地が今後維持できるかどうかは疑問でしたので、今回の農地調査用の用紙の一番下の申請農地の調査結果は、農地として問題があるかないかという項目がありましたので、「有り」と判断しました。</p> <p>この農地は（所有者が）今2名となっていますが、この方々の実家といいますか、以前は男性の兄弟の人が住んでおられたんですけども、もう亡くなって久しくなるようです。</p> <p>農地については以上です。</p> <p>それから、受け人について報告します。</p> <p>受け人は、同じ〇〇自治会内に住んでいます。</p> <p>専業で、稲作、繁殖和牛、それから露地野菜等を作りながら生計を立てておられます。</p> <p>関係は他人です。</p> <p>後継者はいます。</p> <p>取得後の利用状況としては、先ほど申しましたように、維持管理していくのは難しいのではないかと思います。</p> <p>後で出てきます5条申請の関係でも説明があろうかと思えますけれども、農地関係で私が確認調査をした結果は以上のとおりです。</p> <p>受け人については、大変手先の器用な方で、若い時は重機等のオペレーターをされていましたが、近年少し体調を崩されていますが、農作業には支障はないようです。</p> <p>今後も、何とかして生計を維持していきたいということですが、この農地については定かでないなど詳しくお聞きしました。</p> <p>事務局でも再度調査をしていただければと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>次に、所有権移転、整理番号2番の農地の報告を杉元委員に、申請人「受け人」の報告を山口委員にお願いします。</p>
--------	---

杉元委員	<p>まずは、農地の報告を杉元委員にお願いします。</p> <p>それでは、整理番号2番の農地について報告します。</p> <p>農地は、〇〇自治会内にあり、国道の〇〇橋のすぐ南側になります。</p> <p>周辺は太陽光と農地で、接道、用排水は良い方です。</p> <p>周辺の水田は受け人の所有であり、特に問題はありません。</p> <p>現在は水稻が作付してあります。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>次に、所有権移転、整理番号2番の申請人「受け人」の報告を山口委員にお願いします。</p>
山口委員	<p>それでは、整理番号2番の状況について報告します。</p> <p>受け人は、〇〇自治会内に住んでいます。</p> <p>受け人の状況は専業農家で、稲作と繁殖の複合経営です。</p> <p>後継者は、甥が継ぐ予定だそうです。</p> <p>地域との調和については、受け人は専業農家で、所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。</p>
議長（会長）	<p>次に、所有権移転整理番号3番の農地及び申請人「受け人」の報告を吉田議員にお願いします。</p>
吉田委員	<p>整理番号3番について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>基盤整備はされていません。</p> <p>形状は四角く良いです。</p> <p>八幡丘の麓にあり、冬場は日が当たるのが遅くなりますが、1年を通しては、日照は良いです。</p> <p>受け人は、稲作と繁殖牛の専業農家です。</p> <p>渡し人との関係は、同じ自治会内の班に住んでいる知人です。</p> <p>申請農地には栗が植えられていますが、受け人宅の周辺一帯も栗園があるため、一緒に管理をしていかれるそうなので、問題ない</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>と判断します。</p> <p>次に、所有権移転、整理番号4番の農地の報告を下原委員に、申請人「受け人」の報告を吉田委員にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を下原委員にお願いします。</p>
<p>下原委員</p>	<p>整理番号4番の農地1筆について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>〇〇〇公民館から東の方に進んだ水田地帯の中にあります。</p> <p>基盤整備はされていますが、通路が狭く交差するのが大変なところでは。</p> <p>現状の農地は、以前から受け人が作っていて、受け人の農地、渡し人の農地、隣接農地4か所分の農地が1枚にされた田んぼで、水稻が作付けされていました。</p> <p>日照、用排水は良好です。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>吉田委員</p>	<p>次に、申請人「受け人」の報告を吉田委員にお願いします。</p> <p>整理番号4番の受け人の状況について報告します。</p> <p>受け人の営農状況は、会社に勤めながら、稲作をされている兼業農家です。</p> <p>渡し人との関係は親戚です。</p> <p>後継者は現在いません。</p> <p>受け人は兼業ですが、営農も一生懸命取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており適切と判断します。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>吉田委員</p>	<p>次に、所有権移転、整理番号5番の農地及び申請人「受け人」の報告を吉田委員にお願いします。</p> <p>整理番号5番について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>基盤整備はされてありません。</p> <p>形状は四角です。</p> <p>日照は良好ですが、接道は大きな道路から軽トラ1台が通るほど</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>の道を通っていかないと行けないので、ちょっと不良だと思います。</p> <p>現在は、水稻が作付されていきました。</p> <p>受け人は先ほどの4番と同じ方で、稲作主体の兼業農家です。</p> <p>渡し人との関係は親戚です。</p> <p>所有農地について、畦や用水路の管理も適切に管理されており、問題ないと判断します。</p> <p>次に、整理番号6番の農地並びに申請人「受け人」の報告を森永委員にお願いします。</p>
<p>森永委員</p>	<p>整理番号6番について、まず農地の報告ですが、農地は〇〇〇自治会にあります。</p> <p>国道沿いの〇〇〇〇郵便局の跡地から入ったところにあります。</p> <p>今現在は、今年から基盤整備が始まってきています。</p> <p>ほ場の確認は一応できましたけれども、今現在水稻が植わっており、実際はもう基盤整備に入っていますので、良いほ場になる予定です。</p> <p>受け人については、兼業農家です。</p> <p>渡し人との関係は、両親が知人であるということです。</p> <p>現在後継者はいません。</p> <p>取得後は田んぼとして利用されます。</p> <p>所有農地の畦畔管理はきれいにされていました。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、権利の設定、整理番号1番の農地並びに申請人「受け人」の報告を米倉委員にお願いします。</p>
<p>米倉委員</p>	<p>整理番号1番について報告します。</p> <p>申請地及びその周辺は、基盤整備済みの水田地帯です。</p> <p>西側と南側は道路が接していて、日照も用排水も良好です。</p> <p>現在は、WC Sの作付が済んでいきました。</p> <p>続きまして、受け人の営農状況ですけれども、稲作と栗の専業農</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>家です。</p> <p>後継者もいますが、現在は会社員です。</p> <p>地域との調和も良く、所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。</p> <p>各委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の申請内容については、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。</p> <p>農地法第3条第2項第6号については、委員の皆様から事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など問題はないということです。</p> <p>したがって、計7件については農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>判断根拠の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第13号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求める前に、先ほど園田委員から説明がありました議案の整理番号〇番〇〇〇さんの農地について、心配であるということでしたけれども、皆さんの方からこの件について、質疑はありませんか。</p> <p>．．．</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>私の地域ですので、売りたいということで、なかなか買い手のなかった農地で、道路よりも低く、宅地よりも広く、排水がありません。</p> <p>それから、大雨のときは上の山から水が出てくるということで、最近作付けがなされていなかったようです。</p> <p>相続されて、自分で農業をされない方ですので、売却しないとそのまま荒地になるだろうと思っていましたが、買い手が見つか</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>ったことは良いことではないかなと思います。 その件で他に皆さんから意見はないですか。 (質疑なし)</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>他の案件についてもありませんか。 (質疑なし)</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第13号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 次に、議案第14号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。 それでは、議案第14号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について」説明します。 10ページをご覧ください。 今月の計画件数は43件です。 申出人の住所・氏名・借賃、備考欄については、特記事項のみを説明し、他は省略します。 それでは資料の11ページをご覧ください。 整理番号1番。 畑5筆、16,396平米の使用貸借です。 整理番号2番。 畑1筆、2,528平米の賃貸借です。 整理番号3番。 畑2筆、4,112平米の使用貸借です。</p>

整理番号4番。

畑2筆、6, 117平米の使用貸借です。

整理番号5番。

畑1筆、1, 674平米の使用貸借です。

整理番号6番。

畑4筆、20, 175平米の使用貸借です。

整理番号7番。

畑3筆、5, 275平米の使用貸借です。

整理番号8番。

畑1筆、978平米の使用貸借です。

12ページをご覧ください。

整理番号9番。

畑5筆、8, 354平米の使用貸借です。

整理番号10番。

畑1筆、1, 768平米の使用貸借です。

整理番号11番。

畑1筆、1, 639平米の賃貸借です。

整理番号12番。

畑3筆、4, 098平米の使用貸借です。

整理番号13番。

畑1筆、1, 463平米の賃貸借です。

整理番号14番。

畑4筆、15, 965平米の賃貸借です。

12ページから13ページをご覧ください。

整理番号15番。

畑13筆、27, 176平米の使用貸借です。

整理番号16番。

畑5筆、16, 015平米の使用貸借です。

<p>整理番号17番。 畑1筆、1, 360平米の使用貸借です。 整理番号18番。 畑9筆、14, 906平米の使用貸借です。 整理番号19番。 畑2筆、2, 011平米の使用貸借です。 14ページをご覧ください。 整理番号20番。 畑3筆、4, 242平米の使用貸借です。 田中委員の掘り起こしです。 整理番号21番。 畑2筆、3, 996平米の使用貸借です。 整理番号22番。 畑3筆、15, 918平米の賃貸借です。 整理番号23番。 畑4筆、17, 120平米の使用貸借です。 整理番号24番。 畑1筆、4, 506平米の使用貸借です。 整理番号25番。 畑4筆、5, 336平米の使用貸借です。 整理番号26番。 畑3筆、7, 196平米の使用貸借です。 15ページをご覧ください。 整理番号27番。 畑3筆、3, 532平米の使用貸借です。 整理番号28番。 畑1筆、1, 007平米の賃貸借です。 整理番号29番。</p>
--

	<p>田1筆、613平米の使用貸借です。 整理番号30番。</p> <p>畑3筆、4,517平米の賃貸借です。 整理番号31番。</p> <p>田3筆、3,319平米の賃貸借です。 整理番号32番。</p> <p>田1筆、2,176平米の賃貸借です。 整理番号33番。</p> <p>田4筆、3,311平米の賃貸借です。 整理番号34番。</p> <p>田3筆、2,924平米の賃貸借です。 16ページをご覧ください。 整理番号35番。</p> <p>田1筆、628平米の使用貸借です。 整理番号36番。</p> <p>田1筆、531平米の使用貸借です。 整理番号37番。</p> <p>田1筆、923平米の賃貸借です。 整理番号38番。</p> <p>畑1筆、1,491平米の使用貸借です。 整理番号39番。</p> <p>畑5筆、7,742平米の使用貸借です。 整理番号40番。</p> <p>田1筆、1,991平米の賃貸借です。 整理番号41番。</p> <p>田2筆、1,819平米の賃貸借です。 17ページをご覧ください。 整理番号42番。</p>
--	---

議長（会長）	<p>田5筆、7,060平米の使用貸借です。 整理番号43番。</p> <p>田3筆、1,674平米の賃貸借です。</p> <p>以上、本計画において賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、及び農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第14号の審議に入ります。</p> <p>ここで、まず整理番号13番、14番、15番の受け手は、〇〇委員が役員を務める法人です。</p> <p>また、整理番号42番の出し手は、〇〇委員と同居する親族です。</p> <p>よって、整理番号13番、14番、15番及び42番は農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号13番、14番、15番及び42番について、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>整理番号13番、14番、15番及び42番は、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りのとおり決定します。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 着席）</p> <p>それでは整理番号13番、14番、15番及び42番を除く議案第14号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号13番、14番、15番及び42番を除く議案第14号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって議案第14号は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>また、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農地利用集積等促進計画の作成を要請します。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」及び議案第16号「非農地証明願いについて」を一括議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>18ページをお開きください。</p> <p>今月の許可申請件数は3件です。</p> <p>申請人等の住所、氏名については、省略します。</p> <p>19ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番。</p>

	<p>申請地は、大字〇字〇〇〇、畑2筆、414平米を管理室、保管室、農機具庫敷地として申請するものです。</p> <p>始末書の提出があります。</p> <p>権利関係は贈与です。</p> <p>立地基準については、農地区分が第2種農地、都市計画区域は区域外、農地区分は区域内白地となります。</p> <p>備考欄に記載してありますが、事業面積は、登記地目山林を含んだ807.46平米となります。</p> <p>敷地内の雨水は、地下浸透にて処理されます。</p> <p>整理番号2番。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇〇、田1筆、畑1筆、計2筆、1,185平米を太陽光発電所設置敷地として申請するものです。</p> <p>権利関係は、30年の地上権設定です。</p> <p>立地基準については、農地区分が第2種農地、都市計画区域は区域外、農地区分は区域内白地となります。</p> <p>事業費については、土地賃借料が年間当たり〇〇〇円の30年で〇〇〇〇円、外構工事〇〇〇〇〇〇〇円、太陽光発電設備建設費〇〇〇〇〇〇〇〇〇円、諸経費〇〇〇〇〇〇〇〇〇円、計〇〇〇〇〇〇〇〇〇円を自己資金にて対応されます。</p> <p>備考欄に記載してありますが、〇〇〇-〇については、登記地積2,281平米のうち479平米を事業計画地としており、本申請が許可された後に分筆するものです。</p> <p>敷地内の雨水は、地下浸透にて処理されます。</p> <p>20ページをお開きください。</p> <p>整理番号3番。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇、田1筆、畑1筆、計906平米を一般個人住宅敷地として申請するものです。</p> <p>権利関係は贈与です。</p>
--	--

立地基準については、農地区分が第1種農地、都市計画区域は区域外、農地区分は区域内白地となります。

原則、第1種農地は不許可となりますが、不許可の例外となる集落接続に該当します。

事業費については、土地代は〇〇のため〇〇で、造成費〇〇〇〇円、住宅建築費〇〇〇〇〇円、諸経費〇〇〇〇円、計〇〇〇〇〇〇円を融資にて対応されます。

備考欄に記載してありますが、〇〇〇-〇については、登記地積498平米のうち181平米を事業計画地としており、本申請が許可された後に分筆するものです。

生活排水については、合併浄化槽処理後に、また敷地内の雨水等は西側側溝に処理されます。

なお、水利管理者となるえびの市土地改良区より同意書の提出があります。

21ページをお開きください。

続きまして、議案第16号「非農地証明願いについて」ご説明します。

今月の証明願い件数は7件です。

申請人の住所、氏名については省略します。

22ページをお開きください。

整理番号1番、申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇、畑4筆、計7103平米です。

立地基準については、農地区分が農用地区域内農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内農用地となります。

非農地の根拠については、耕作放棄地のうち農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地です。

現況は、耕作放棄地で原野です。

整理番号2番。

	<p>こちらは、22ページと23ページにまたがっています。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇〇、田2筆、1, 288平米です。</p> <p>立地基準については、農地区分が第2種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。</p> <p>非農地の根拠については、10年以上耕作放棄され、かつ、将来的にも農地として使用することが困難な土地です。</p> <p>現況は山林です。</p> <p>23ページをお開きください。</p> <p>整理番号3番。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇、田1筆、342平米です。</p> <p>立地基準については、農地区分が第1種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。</p> <p>非農地の根拠については、農地法施行以前から農地以外の土地です。</p> <p>第三者から農地でなかったことの証明書の提出があります。</p> <p>現況は池です。</p> <p>整理番号4番。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇〇、畑1筆、1, 986平米です。</p> <p>立地基準については、農地区分が第2種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。</p> <p>非農地の根拠については、10年以上耕作放棄され、かつ、将来的にも農地として使用することが困難な土地です。</p> <p>現況は山林です。</p> <p>整理番号5番。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇、田1筆、4, 161平米です。</p> <p>立地基準については、農地区分が第2種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。</p> <p>非農地の根拠については、10年以上耕作放棄され、かつ、将来</p>
--	---

<p>議長（会長）</p> <p>山下第1小委員会</p>	<p>的にも農地として使用することは困難な土地です。</p> <p>現況は山林です。</p> <p>整理番号6番。</p> <p>こちらは、23ページと24ページにまたがっています。</p> <p>申請地は、大字〇〇〇〇字〇〇〇、畑1筆、9,425平米です。</p> <p>立地基準については、農地区分が農用地区域内農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内農業用施設用地となります。</p> <p>非農地の根拠については、農地法第4条第1項各号及び第5条第1項各号の規定する場合に該当する農地以外の土地です。</p> <p>現況は宅地です。</p> <p>24ページをお開きください。</p> <p>整理番号7番。</p> <p>申請地が2か所となります。</p> <p>場所は、大字〇〇字〇〇〇及び大字〇〇字〇〇、田1筆、畑1筆、計2筆、313平米です。</p> <p>立地基準については、農地区分は、大字〇〇字〇〇〇が第2種農地、大字〇〇字〇〇が第1種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。</p> <p>非農地の根拠については、10年以上耕作放棄され、かつ、将来的にも農地として使用することは困難な土地です。</p> <p>現況は、大字〇〇字〇〇〇が山林、大字〇〇字〇〇が原野です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第15号並びに議案第16号については、去る7月30日に第1小委員会で審議がされています。</p> <p>ここで、第1小委員会から報告をお願いします。</p> <p>はい、山下第1小委員会委員長。</p> <p>それでは、第1小委員会の報告を行います。</p>
-------------------------------	--

委員長	<p>会長から招集を受けまして、7月30日、委員8名、事務局2名の計10名の出席の下、第1小委員会を開催しました。</p> <p>今回の対象議案は、農地法第5条許可申請3件、非農地証明願い7件計10件です。</p> <p>初めに、議案第15号の農地法第5条の許可申請、整理番号1番について説明します。</p> <p>譲受人は、現在申請の最寄りに居住され、牛の飼育を行っていますが、飼料や農機具の保管場所が手狭になったため申請されました。</p> <p>今回、譲渡人の申し出があり、譲り受けようとしたところ、無断転用であることが判明したため、追認申請されるものです。</p> <p>場所は、〇〇地区で、〇〇小学校から西に約900メートルのところに位置します。</p> <p>申請地の周囲の状況は、東側は農地、西側及び北側は山林、南側は道路に接しています。</p> <p>第1小委員会で審議したところ、雨水は地下浸透で、また、管理室等として使用するため、生活排水による東側農地への影響はなく、周辺農地への影響はないと判断し、特に問題は見当たりませんでした。</p> <p>整理番号2番について、借受人は太陽光発電設備を設置し、発電した電力を九州内の自社工場の稼働用電力として使用することを目的とし、適地を探していたところ、渡し人の所有する申請地について承諾を得たので申請されるものです。</p> <p>場所は、〇〇〇地区の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から西に約300メートルのところに位置します。</p> <p>申請地の周囲の状況は、東側は宅地、西側は水路、北側は道路、南側は山林及び畑に接しています。</p> <p>調査したところ、雨水は地下浸透で処理するが隣接地への緩衝地</p>
-----	---

を設けることで、南側農地への影響はないと判断し、特に問題は見当たりませんでした。

次に、整理番号3番について、譲受人は、現在実家に住んでいますが、結婚したことを機に一般個人住宅を建設したく、適地を探していたところ、譲渡人の所有する本申請地について承諾を得たので申請されるものです。

場所は、〇〇地区の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のグラウンドに隣接したところに位置します。

申請地の周囲の状況は、東側は学校用地、西側は水路、北側は山林及び雑木、南側は山林及び農地に接しています。

南側の農地にはブロック塀を設置し、土砂等の流出を防止するということでしたので、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第16号「非農地証明願いについて」説明します。

整理番号〇番。

場所は、大字〇〇〇字〇〇〇で、旧〇〇〇小学校から南東に約700メートルのところに位置します。

願出地の周囲の状況について、〇〇〇〇-〇は北側及び西側は農地で、南側及び東側は道路に接しています。

〇〇〇〇-〇〇は、北側は道路、南側及び西側は道路、東側は農地に接しています。

〇〇〇〇-〇〇は、北側及び東側は農地、南側は農道、西側は農地及び道路に接しています。

〇〇〇〇-〇〇には、北側は農地及び水路、南側は水路、東側は道路、西側は農地しています。

4枚とも点在していますが、セイタカアワダチソウが繁茂しています。

長期にわたり耕作されていないという状況であり、それを第1小

	<p>委員会としては、農業機械等を入れれば耕作できるのではないかと判断しました。</p> <p>周囲に耕作されている畑もあるため、第1小委員会としては承認できないと判断をしました。</p> <p>整理番号〇番について説明します。</p> <p>願出地は、大字〇〇字〇〇〇で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にある北〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から北に約1200メートルのところに位置します。</p> <p>直接現地に行くことができなかったため、航空写真、現地写真及び事務局の説明により確認を行いました。</p> <p>願出地の周囲の状況は、2筆とも東側は農地で、それ以外は山林です。</p> <p>願出地の状況は、10年以上経過した杉が植林されていた状態です。</p> <p>続きまして、整理番号〇番。</p> <p>願出地は、大字〇〇字〇〇〇で、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南東に約750メートルのところで、〇〇地区の集落内に位置します。</p> <p>願出地の周囲は、東側及び北側が道路、西側及び南側が水路に接しています。</p> <p>現況は池の状態であり、同じ地区に住んでおられる方の農地法施行以前から農地ではなかったことの証明書が提出されています。</p> <p>整理番号〇番について説明します。</p> <p>願出地は、大字〇〇字〇〇〇で、〇〇〇〇〇〇〇から南東に約250メートルのところに位置します。</p> <p>直接現地に行くことができなかったため、航空写真、現地写真及び事務局の説明により確認を行いました。</p> <p>願出地の周囲の状況は、東側は農地、西側は道路、南側は山林</p>
--	---

、西側は山林、南側は原野に接しています。

10年以上経過した杉が植林されていたため、周囲の杉の伐採が行われており、その一環で申請されたものです。

整理番号〇番。

願出地は、大字〇〇字〇〇で、旧〇〇〇〇〇〇〇から北西に約1キロメートルのところに位置します。

直接現地に行くことができなかったため、航空写真、現地写真及び事務局の説明により確認を行いました。

願出地の周囲の状況は、周囲は市が管理する保安林に接しています。

10年以上経過した杉が植林されていて、山林の中に田が1筆ある状況でした。

整理番号〇番。

願出地は、大字〇〇〇〇字〇〇〇で、〇〇〇〇小学校の旧〇〇〇〇〇〇から西に約400メートルのところに位置します。

願出地の周囲は、東側は農地、北側は宅地、西側及び南側は道路に接しています。

願出地には鶏舎が建設されていました。

整理番号〇番。

2か所ありますので、順番に説明します。

1か所目の願出地は、大字〇〇字〇〇〇で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から西に約800メートルのところに位置します。

直接現地に行くことができなかったため、航空写真、現地写真及び事務局の説明により確認を行いました。

願出地の周囲の状況は、すべて山林に接しています。

周囲の山に囲まれ、窪地で雑木や雑草が生えている状態でした。

2か所目の願出地は、大字〇〇字〇〇です。

〇〇〇〇〇〇〇から西に約250メートルのところにあります。

<p>議長（会長） 事務局</p>	<p>願出地の周囲の状況は、西側は山林、その他は道路に接していません。</p> <p>10年以上経過した杉が植林されていました。</p> <p>以上第1小委員会は、慎重審議しました結果、農地法第5条許可申請3件、非農地証明願い7件中、整理番号〇番を除く6件については、特に問題は見当たりませんでしたので、全会一致で許可相当及び非農地として承認してもやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>また、非農地証明願い、整理番号〇番については、農振地域の農用地区域の概ね中央に位置している農地であり、また、農業用機械において耕作可能であると判断し、非農地として不承認相当と判断しました。</p> <p>皆様のご審議をお願いして、第1小委員会の報告を終わります。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>判断根拠の前に私のご説明の訂正をさせていただきます。</p> <p>議案第16号、整理番号〇番につきまして、現況は大字〇〇字〇〇〇〇が山林と説明していましたが、正式には原野で、また、大字〇〇字〇〇は原野と説明していましたが、実際は山林となります。</p> <p>それでは判断根拠の説明をします。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請において、一般基準については、申請書に基づき審査した結果、問題ありませんでした。</p> <p>立地基準についても、小委員長報告にあったとおり問題ないとのことです。</p> <p>また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に、整理番号〇番を除く整理番号〇番から〇番までは合致していると判断します。</p>
-----------------------	---

	<p>なお、非農地証明願い、整理番号〇番については、県が示す証明書交付手続要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していないと判断します。</p> <p>よって、今月の議案第15号及び議案第16号、整理番号〇番を除く計9件については、転用許可基準及び非農地判断基準をすべて満たしていると判断します。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ここで、第1小委員長の山下第1小委員長から訂正があるそうですので、説明をお願いします。</p>
<p>山下第1小委員会 委員長</p>	<p>非農地証明願いの整理番号〇番について訂正をお願いします。土地の所在を、大字〇〇字〇〇〇と言いましたが、これは大字〇〇字〇〇をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>第1小委員会委員長報告及び事務局の説明が終わりました。これより議案第15号、第16号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。</p>
<p>議長（会長） 田中委員</p>	<p>はい、田中委員。 非農地証明願いで、〇〇〇の整理番号〇番ですが、ここは私の郷土でありまして、この〇〇〇〇の組織の〇〇〇にもなっています。その〇〇が申請されたのですが、私も今月の初めに事務局と一緒に調査しました。そこは以前から遊休地で、もう10年ぐらいですか、（調査に）回っています。この土地は共有地で、〇〇〇〇所有です。だから、山を経営するのが当たり前なんですよ。20数年前に、ここを地権者が畑として借りて耕作しておられたんです。</p>

	<p>その人たちは早くに返還されたものですから、その後が荒地になっている状態です。</p> <p>〇〇がとにかくこの土地に植林をしたいと言われるので、それはそうだと思っていました。</p> <p>今後借りる人もいないし、〇〇で畑を作ることもできないので、植林を希望され今回申請されたのです。</p> <p>小委員会の方で調査されて、少し難しいのではないかということですが、もし承認が下りれば、とにかく木を植えたいというわけです。</p> <p>南側の方は、木を植えないほうがよいと思うんですね。</p> <p>北側の方は、2か所かな、3か所ですね。</p> <p>そこは木を植えてもいいのではないかと思ったのですが、皆さんの判断にはよりますが、どのようなものでしょうか。</p>
議長（会長）	田中委員の方から意見がありましたけれども、現地を見てないので、現地の状況がわからないところです。
田中委員	あと、周りは畑ということで、南側の方が畑になって、こうくつついてるわけですよ、1か所だけ。
議長（会長）	北側の方は、あまり他に影響はないと思うんですよ。
事務局	事務局の方から状況説明があるそうです。
	<p>お願いします。</p> <p>ただいまありました田中委員の意見についてお答えします。</p> <p>まず、今回の整理番号〇番の申請地について、農用地区域内農地、青地ということで指定されている土地です。</p> <p>その土地については、植林は認められていないところです。</p> <p>よって、今回ご要望されている植林というのは、仮に非農地証明が承認された場合でも植林はできない土地となります。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	はい、それでは山下小委員長から判断根拠についての説明をお願い

	<p>らいあるところがあります。</p> <p>ここにはですね、最初雑木が種や鳥のフンなどで木が自然に生えたのかと思っていましたら、ケヤキがきれいに並んで植えてあるんですよ。</p> <p>ここは青地だっていうことは初めからわかっていたと思うのですが、そういうような植木の跡が少し見受けられました。</p> <p>それから一番小さい、これは〇〇〇〇－〇〇ですね、690平米、その上2番目の〇〇〇〇－〇〇というところは雑木が入りました。</p> <p>道の上の方にありますが、木が生えてるのはこの2か所ですかね。</p> <p>この1番の4反3畝ぐらいのこの隣に広い3反ぐらいの畑があります。</p> <p>その広い農地で、実際耕作されている農地がありました。</p> <p>見た現状はそういうことでした。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>ここは4筆あるわけですがけれども、全部認められないのか、一部は認められるのか、そこは小委員会ではどうですか。</p>
山下第1小委員会委員長	<p>この整理番号〇番については、4か所に分かれていて一番広い4反3畝、4,315平米。</p> <p>ここがですね、会長代理が言われました、ケヤキが生えていて、きれいに間隔をおいて生えている状態です。</p> <p>その北側に畑が作付されて、耕されてきれいにしてある状態なんですよ。</p> <p>その4,315平米の下の3メートルぐらい下の段、その北側になります、そこがきれいに耕されて、そのまた西側の方は耕されて生姜が現在作付けされてありました。</p> <p>生姜の畑がありまして、この4,315平米のところはそういう</p>

	<p>状態です。</p> <p>北側は、カヤとセイタカアワダチソウの原野です。</p> <p>それと三角の小さい方ですね。</p> <p>4か所あるんですが、その一番広いところに木が生えていて、そこを畑のままにするのはどうかということが第1小委員会では問題になりましたが、他のところは2か所に木が生えている、ケヤキが生えているというような状態です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>一番上の1筆を除いた他の3筆は、遊休農地として判断してもいいような状態・・・。</p>
<p>山下第1小委員会 委員長</p>	<p>4か所あるのですが、すべてが青地の中に入っています。</p> <p>この木が生えているところですが、○○○○－○と○○○○－○ ○に木が生えています。</p> <p>その他は、セイタカアワダチソウとカヤが生えている状態です。</p>
<p>増田委員</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、増田委員。</p>
<p>増田委員</p>	<p>整理番号○番は、継続か保留にしたらどうですか。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>議論が色々あるようですので、ここで10分間休憩をとりたいと思います。</p> <p>そのあとに採決をしていきたいと思います。</p> <p>休憩します。</p> <p>今から10分、ちょうど10時30分まで休憩します。</p> <p>（ 休憩 10時20分から10時30分）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>ただいま議案第16号の審議で、審議の途中でしたけれども、引き続き審議に入ります。</p> <p>その前に、第1小委員長から訂正があるそうですので、説明をお</p>

<p>山下第1小委員会 委員長</p>	<p>願います。</p> <p>はい、山下第1小委員長。</p> <p>発言を訂正させていただきます。</p> <p>第1小委員会では、(整理番号1番を)不承認ということで結論を出したのですが、私がさきほど木が生えていると言いましたけれども、一番広い4,315平米の木は、皆さんに配付された青地のこの○番です。</p> <p>広い面積の左側です。</p> <p>左側の方に雑木とケヤキが入っています。</p> <p>それともう一つは、この左側の上の赤で囲んであるところですが、ここもケヤキが何本か生えています。</p> <p>木が全体に入っているというわけではありません。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>そういう状態です。</p> <p>それでは、事務局の方からも説明があるそうですので、事務局願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただいまお手元に配付しました航空写真についてですが、こちらについては農用地区域内農地、青地を示したものとなります。</p> <p>青い表示が畑の青地で、黄色い部分が田んぼの青地を示しています。</p> <p>今回の願出地については、この赤く表示しているところ、この4か所が今回の願出地になります。</p> <p>まず見ていただいて、願出地で一部端の方、3068-6は山林の迫ったところに位置していると思いますが、それ以外はほぼ青地の真ん中で青地に囲まれたところに位置しています。</p> <p>今回のこの写真を見ていただいて、状況としまして、この青い部分が畑かん事業の計画地エリアになっていると聞いています。</p> <p>現在この真ん中に灰色のところ、これが道になりますが、その道路の下部分、南側の部分は既に畑かん事業のほ場整備地区で、</p>

	<p>今工事をしているところです。</p> <p>今回の申請が出ているところの現状としては、この図面で示したとおりとなります。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ここで、第1小委員会の結論について再度報告をお願いします。</p> <p>はい、山下第1小委員会委員長。</p>
<p>山下第1小委員会 委員長</p>	<p>第1小委員会の結論は、全部4か所を認めないという結論です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、それを基にこの総会で結論を出す手順で進めます。</p> <p>皆様のご意見を求めます。</p> <p>この件について意見はありませんか。</p> <p>皆様のご意見があれば出してください。</p>
<p>園田委員</p>	<p>原理原則を基にして、今回小委員会で出された結果で一応打診を試みられたらどうですか。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>確認をします。</p> <p>保留中ということであれば、来月まで審議するということから、第1小委員会の決定のとおり非農地として承認しないことが相当であるという第1小委員会の判断に同意するということよろしいですか。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>（賛成の声あり）</p> <p>他に質疑がないようですので、順を追って進めます。</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>議案第16号、整理番号〇番は、非農地で承諾しないことが相当であるとの第1小委員会の判断であります。</p> <p>それでは、議案別にお諮りします。</p> <p>まず、議案第15号についてお諮りします。</p> <p>議案第15号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>

議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって議案第15号は、原案のとおり決定します。</p> <p>なお、議案第15号については許可相当として、宮崎県知事に意見書を提出します。</p> <p>次に、議案第16号、整理番号〇番についてお諮りします。</p> <p>第1小委員会では非農地として承認しない旨の決定がなされました。</p> <p>これを受けまして、議案第16号、整理番号〇番は非農地として承認しないことに承認しないことに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>議案第16号の整理番号〇番は、非農地として承認しないことで決定しました。</p> <p>それでは、議案第16号、整理番号〇番を除いて、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第16号は、整理番号〇番を除いて非農地として承認することに決定しました。</p> <p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p> <p style="text-align: right;">午前10時43分</p>